

マネー・ローンダリング、テロ資金供与
及び拡散金融防止に関する基本方針

2023年 3月22日 制定

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止に関する基本方針

共友リース株式会社（以下、「当社」といいます）は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）の防止を経営上の最重要課題の一つと位置付け、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等のリスク管理態勢の構築を図るべく、以下の通り基本方針を定めます。

1. 組織態勢

当社は、取締役会をはじめとする経営陣の主導的な関与のもと、関係する部署が中心となり、組織横断的に連携し、マネー・ローンダリング等防止に取り組めます。

2. 法令等の遵守

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法、ならびに関連法令や規制等を遵守し、取引時確認等、マネー・ローンダリング等防止のために必要な措置を講じます。

3. 顧客管理措置

当社は、顧客の取引時確認、フィルタリング、取引モニタリング等を適時適切に実施することにより、継続的な管理を含めてリスクに応じた顧客管理措置を講じます。

4. 疑わしい取引の届出

当社は、営業部店等からの報告や本部モニタリングにより検知した疑わしい取引等を適切に処理し、当局に対してすみやかに疑わしい取引の届出を行います。

5. 役職員の研修

当社は、役職員向けの研修等を継続的に実施し、マネー・ローンダリング等防止に関する役職員の知識・理解を深め、役割に応じた専門性、適合性等を有する職員の確保、育成に取り組めます。

6. 遵守状況の検証ならびに監査

当社は、マネー・ローンダリング等防止対策に関する遵守状況等について、定期的ならびに必要なに応じて適宜検証を実施します。また、独立した内部監査部門による定期的または随時に監査を実施し、その監査結果を踏まえ、さらなる態勢の改善に努めます。

7. グループ会社の管理

当社は、マネー・ローンダリング等に関する情報を必要に応じて当社グループ各社と共有し、グループ全体でのマネー・ローンダリング等防止に取り組めます。